

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は学生であり、国民年金の任意加入対象被保険者であったところ、申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和60年1月10日に国民年金に任意加入していることが確認できる。

また、申立人の兄は、「私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については母親が行った。母親が兄弟で区別をするはずがない。」と述べているところ、兄の国民年金手帳記号番号は申立人の手帳記号番号と9番違いで払い出されており、申立期間の兄の保険料は納付済みである。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする母親については、国民年金の拠出制度が開始された昭和36年4月から平成元年3月までの保険料が全て納付済みとなっており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月から 41 年 4 月まで
② 昭和 41 年 6 月から同年 10 月まで
③ 昭和 47 年 7 月から同年 9 月まで

私の妻は、昭和 40 年 10 月頃に転居後、私の国民年金の住所変更手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれ、46 年 7 月に会社を退職した後は、私か妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間③の保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、3か月と短期間の上、前後の期間は納付済みであること、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料が納付済みであり、当該期間後の領収証書及びオンライン記録により収納年月が確認できる期間の夫婦二人の保険料は同一の納付年月であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間①及び②については、オンライン記録では、平成 15 年 11 月 6 日に厚生年金保険被保険者期間が統合されたことにより、昭和 41 年 5 月 30 日及び同年 6 月 25 日の国民年金の資格得喪記録が追加されているが、当該期間に係る国民年金保険料の還付記録は確認できず、記録追加時点までは当該期間を含む 40 年 10 月から 41 年 10 月までの期間は、連続した未納期間であったと推認できる。

また、申立人は申立期間①当初に係る国民年金の住所変更手続き及び申立期間①及び②の保険料の納付に関与しておらず、住所変更手続き及び保険料の納付をしたとする妻から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立

人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社には継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。給与明細書及び給与振込通帳を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人が提出した平成20年4月分の給与明細書及び給与振込通帳並びにA社の事業主の供述により、申立人は、同年3月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 18 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与の振込みが確認できる預金通帳の写しを提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった預金通帳の写し、申立人に係る「平成 19 年度（平成 18 年分）所得照会回答書」及び元従業員二人の提出した賞与明細書の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳において確認できる振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、18 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に破産しており、事業主は当時の資料を保有しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成19年7月1日、資格喪失日が22年7月16日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月16日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月30日から同年7月16日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成19年7月1日、資格喪失日が22年7月16日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人が提出した退職証明書及び給与支給明細書並びにA社が提出した賃金台帳並びに同社の回答により、申立人は、平成22年7月15日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書及び賃金台帳におい

て確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失の届出を誤って行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和54年4月11日とされ、同日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年4月11日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月11日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和54年4月11日とされ、同日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に関する人事記録及び申立人から提出された給料明細書により、申立人は、昭和54年4月11日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に関する厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人に係る資格取得の届出を誤って行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 9 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 1 日から 22 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額について、当初 38 万円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 10 月に、事業主が申立期間に係る報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、44 万円に訂正されている。しかし、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前の 38 万円とされている。

申立期間のうち、平成 21 年 9 月から 22 年 8 月までについて、A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額（38 万円）を超える報酬月額の

支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る報酬月額の届出を誤ったこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成21年3月から同年8月までについて、上記賃金台帳により、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額（38万円）を超える報酬月額の支払を受けていたことが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成21年3月から22年2月までは41万円、同年3月から同年8月までは47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の34万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、21年9月1日から22年9月1日までの期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、21年9月から22年6月までは41万円、同年7月及び同年8月は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月1日から22年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、当初34万円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成24年10月に、事業主が申立期間に係る報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、21年3月から22年2月までは41万円、同年3月から同年8月までは47万円に訂正されている。しかし、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前の34万円とされて

いる。

申立期間のうち、平成21年9月から22年8月までについて、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額（34万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成21年9月から22年6月までは41万円、同年7月及び同年8月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る報酬月額の届出を誤ったこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成21年3月から同年8月までについて、上記賃金台帳により、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額（34万円）を超える報酬月額の支払を受けていたことが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてC工場からD工場に異動したが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る在職証明書並びに同社人事部及び申立人と共にA社C工場から同社D工場に異動したとする元従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日にA社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立人に係る資格喪失の届出を誤ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社には継続して勤務しており、保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の合併先であるB社の総務担当者及びA社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和47年6月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記総務担当者は、当時の資料が無いため不明である旨回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和47年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務し、保険料は給料から毎月天引きされており、記録が途切れたり未納期間となっているのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（昭和48年5月1日にA社B支店から同社C支店に異動）していたことが認められる。

また、申立期間当時の元上司は、自分の記録にも空白期間があったが、給与明細上は申立期間に係る保険料を控除されていたので、申立人を含む異動者についても給与から保険料を控除されていたはずである旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日とし

て届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果100万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の75万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年12月12日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違しており、また、申立期間②の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年12月15日は100万円、17年12月12日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料（申立期間①については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の143万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年12月12日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違しており、また、申立期間②の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料（申立期間①については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の139万5,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年12月12日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違しており、また、申立期間②の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料（申立期間①については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 14 万 5,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された「項目・支給・控除の入力及び変更チェックリスト」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 15 年 12 月 20 日から 16 年 10 月 23 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 25 年 1 月 10 日に提出したことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記チェックリスト及び賞与支払届において確認できる賞与額から、14 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月30日から49年1月4日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から子会社のB社に出向したが、入社から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る辞令簿、同社の証言及び申立人と同様に申立期間に係る被保険者記録が無い同僚が保有する同社の給与支払明細書から判断すると、申立人は、同社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、上記辞令簿によると、「昭和48年12月10日、B社に出向を命ずる。」と記録されているものの、上記給与支払明細書により、上記同僚は、申立期間にA社から給与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、昭和49年1月4日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B営業所）における資格取得日に係る記録を昭和49年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月21日から同年7月1日まで

A社（B営業所）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に入社し、B営業所に配属されたが、同社を退職するまで継続して勤務しており、仕事内容にも変更は無かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（B営業所）における同僚の供述により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間に係る被保険者記録が無い同僚の一人が保有する給料支払明細書によると、昭和49年3月から同年6月までの厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、上記同僚は、自分の保険料が控除されていたのだから、他の従業員も控除されていたはずであり、自分だけ控除される理由は無旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B営業所）における昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録により、A社（B営業所）が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年7月1日であり、申立期間は適用事業所ではないことが確認できると

ころ、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、同年5月に法人事業所となっており、それ以前から物の販売及び修理等の事業を行う個人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社（B営業所）は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年11月10日から14年3月1日まで
② 平成14年3月1日から同年4月1日まで

A社がB社に発注した下請工事の現場責任者として選任され、同社からA社に出向していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給料支払明細書及び所得税の確定申告書を提出するので、記録を訂正してほしい。また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に係る届出を行い、保険料を納付したと回答

していることから、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、A社は、当時、下請工事の責任者として下請業者の従業員が元請業者に在籍して業務に従事することが通例であり、申立人も、下請工事の責任者として、平成13年11月から14年3月末まで同社に在籍して業務を遂行した旨回答している。

また、A社の役員の一は、当該期間当時、同社として工事を施工するに当たり、申立人が担当する技術の責任者として、同社における常用雇用者であることを確認するため、健康保険被保険者証の写しを提出する必要があったことから、工事期間中のみ同社において社会保険に加入させるものとした旨回答しており、当該工事期間については、資料は無いが平成14年3月末頃までであったと記憶している旨供述している。

さらに、A社は、申立人の出向期間中の給与はB社において支払い、給与から控除した厚生年金保険料については、A社がB社に支払う請負代金で精算したとしているところ、上記給料支払明細書により、申立人は、当該期間に同社から給与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を誤って届け、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、同一企業内の異動であるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る在籍証明及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。明細書は保有していないが、勤務期間中の同社の業績に問題は無く、賞与が支給されたことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の清算人から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、清算人は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立

てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月30日から49年1月4日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から子会社のB社に出向したが、入社から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る辞令簿、同社の証言及び申立人と同様に申立期間に係る被保険者記録が無い従業員が保有する同社の給与支払明細書から判断すると、申立人は、同社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、上記辞令簿によると、「昭和48年12月10日、B社に出向を命ずる。」と記録されているものの、上記給与支払明細書により、上記従業員は、申立期間にA社から給与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、昭和49年1月4日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日は符合していることから、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は昭和48年12月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を

行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年2月から17年2月までを20万円、同年3月から20年6月まで及び21年8月から同年10月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年2月1日から20年7月1日まで
② 平成21年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の給与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年3月から17年6月まで、同年8月から20年6月まで及び21年8月から同年10月までについて、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成15年2月及び17年7月について、申立人は、保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、当該期間の前後の期間における上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間についても、前後の期間と同様に厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認又は推認できる保険料控除額から、平成 15 年 2 月から 17 年 2 月までは 20 万円、同年 3 月から 20 年 6 月まで及び 21 年 8 月から同年 10 月までは 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与支給明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 70 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 15 年 12 月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から 70 万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 52 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 18 年 6 月の賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 18 年 6 月の賞与支給明細書及びA社から提出された同年 6 月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から 52 万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年 6 月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から 25 万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年 6 月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から 45 万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 8 月 10 日は 25 万円、同年 12 月 10 日は 24 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 10 日
② 平成 16 年 12 月 10 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間においても賞与が支給され、保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保有している A 社における申立人に係る「平成 16 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 16 年 8 月 10 日は 25 万円、同年 12 月 10 日は 24 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、既に法人組織が変更されているため、当時の資料が残っておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立期間当時のA社及びその関連会社であるC社の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録並びに申立期間当時、同社において社会保険事務を担当していた者の供述から判断すると、申立人は、同社及びA社に継続して勤務し（昭和35年12月20日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 50 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を 10 年間以上納付している条件をぎりぎり満たしていたので、昭和 58 年頃に年金住宅融資を受けることができた。これは、私の元妻が私の国民年金の加入手続を行い、同年頃までに 10 年間以上の保険料を納付していたからではないかと思う。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を昭和 58 年頃までに 10 年間以上納付していたので、年金住宅融資を受けることができたと主張しているが、申立人が年金住宅融資を受けたとするAは、申立人が年金住宅融資を受けた時期は平成 6 年 11 月 10 日であると回答しており、申立人の主張と相違している上、同時点では、昭和 59 年 8 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料納付済期間と 61 年 4 月から平成 6 年 10 月までの厚生年金保険加入期間の合計が 120 か月となり、申立期間を含めなくとも 10 年間以上保険料を納付していたこととなる。

また、申立人によれば、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻は、保険料納付について何も覚えていないと述べている上、申立人は、申立期間の保険料納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする元妻は、申立期間①のうち昭和 44 年 5 月から 46 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 50 年 3 月までの期間並びに申立期間②の保険料が未納である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から49年3月まで

私の母は、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和49年10月頃に払い出されたと推認でき、同年10月時点で、申立期間のうち47年7月から49年3月までの国民年金保険料は過年度納付により、42年9月から47年6月までの保険料は特例納付により遡って納付することが可能であったものの、申立人は、母親は遡って保険料を納付したことはないと思うと述べている上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料納付に関与しておらず、母親から当時の事情を聴取することができないため、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は国民年金手帳を見たことはないとしており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から49年6月まで

私は、昭和51年9月に2回に分けて、49年7月から51年3月までの国民年金保険料を遡って納付したとき、納付できなかった未納期間があったことは認識していた。婚姻後、特例納付制度によりこの未納期間の保険料を納付することができることを知り、実家のある町の役場で特例納付の説明を受け、時期は定かでないが、町役場内の金融機関で申立期間の保険料を特例納付した覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後に申立期間の国民年金保険料を特例納付したとしているが、当初、特例納付した時期は婚姻前の昭和49年頃であったとしており、納付時期に関する記憶が明確ではない。

また、申立人は、特例納付に係る納付書の入手経緯及び保険料の納付額に関する記憶も明確ではない。

そのほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの期間、38年7月から39年2月までの期間、42年5月、同年6月、44年5月から同年8月までの期間、46年4月から同年8月までの期間、58年7月から62年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年5月まで
② 昭和38年7月から39年2月まで
③ 昭和42年5月及び同年6月
④ 昭和44年5月から同年8月まで
⑤ 昭和46年4月から同年8月まで
⑥ 昭和58年7月から62年3月まで
⑦ 昭和62年6月から同年9月まで

私の国民年金保険料については、申立期間①は両親が、申立期間②から⑤までは妻が、申立期間⑥及び⑦は妻か私が納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについては、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間より後の昭和46年9月1日に申立人が国民年金に任意加入したことにより払い出されており、当該期間は国民年金の未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、当該期間の自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の両親及び申立期間②から⑤までの保険料を納付していたとする申立人の妻から当時の状況を聴取することができないため、当該期間における保険料の納付状況は不明である。

申立期間⑥及び⑦については、申立人は、自身か妻が保険料を納付していたとしてい

るが、申立人が妻と別居を始めた時期の記憶及び保険料納付に関する記憶は明確ではないほか、妻から当時の状況を聴取することができないため、当該期間における保険料の納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から45年12月まで

私の父は、私の将来を考えて、私が20歳になった昭和43年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を毎月集金人に納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の所持する国民年金手帳の手帳発行日の押印が昭和48年2月20日であることから、同年2月頃に払い出されたと推認でき、当該時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の事情を聴取することができないため、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13705 (事案 13095 及び 13466 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成21年4月から22年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月から22年1月まで

私は、平成21年3月に失職して間もない頃、国民年金保険料の免除申請手続きを行い、4分の1の保険料の免除が承認された後、初めて送られてきた納付書により、申立期間の4分の3の保険料を一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、これまでの申立てに際して、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として申立期間を含む平成21年4月から22年5月までの期間の家計簿を提出しているが、i) 当該家計簿には、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す支出記録は見当たらないこと、ii) 申立期間は、保険料の収納事務が国に一元化された14年4月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどにより、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることなどから、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、24年3月28日付け及び同年9月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記通知の「判断の理由」に納得できないとして申立てを行っているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、その他に委員会の上記決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から53年3月まで

私は、学生であった申立期間当時、母から、「お前を年金に入れておいてあげた。」と聞いた記憶があるので、母が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から昭和53年12月頃に払い出されたと推認でき、同年12月時点で、申立期間のうち51年10月から53年3月までの国民年金保険料は過年度納付により、47年11月から51年9月までの保険料は特例納付により遡って納付することが可能であったものの、申立人は、母親から保険料を遡って納付したことは聞いていないと述べている上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料納付に関与しておらず、申立人の母親から当時の事情を聴取することができないため、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持した記憶は無いと述べており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月

私たち夫婦は、私が平成14年12月の途中で会社を辞めたので、同月中に区役所で夫婦の国民年金への切替手続きを行い、その日に国民年金保険料の納付書を受け取って、金融機関で夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付書を区役所で受け取ったとしているが、平成 14 年 4 月以降の国民年金保険料の収納事務は国に一元化されているため、区役所では申立期間に係る国民年金保険料の納付書を作成することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付書を平成 14 年 12 月に受け取ったとしているが、オンライン記録により、申立期間に係る第 2 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の処理日は 15 年 2 月 19 日であることが確認でき、当該処理日より前に申立期間に係る納付書が作成されたとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月

私たち夫婦は、私の夫が平成14年12月の途中で会社を辞めたので、同月中に区役所で夫婦の国民年金への切替手続きを行い、その日に国民年金保険料の納付書を受け取って、金融機関で夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付書を区役所で受け取ったとしているが、平成14年4月以降の国民年金保険料の収納事務は国に一元化されているため、区役所では申立期間に係る国民年金保険料の納付書を作成することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付書を平成14年12月に受け取ったとしているが、オンライン記録により、申立期間に係る第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の処理日は15年2月18日であることが確認でき、当該処理日より前に申立期間に係る納付書が作成されたとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで母親の分と一緒に国民年金保険料を自治会の集金人に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の申立期間の国民年金保険料については、母親が自宅に来ていた自治会の集金人に母親の分と一緒に納付していたと述べており、申立人が当時居住していた市（申立期間当時は、町）は、申立期間当時、被保険者から国民年金手帳を預かり、代わりに「国民年金被保険者証書 国民年金保険料領収書」を交付し、納付組織の集金人が現年度保険料の受領を行っていたと説明している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、昭和43年5月頃に払い出されたと推認でき、申立期間のうち同年4月から44年3月までの保険料については、現年度納付分として集金人が受領することとなるが、申立人から提出された「国民年金被保険者証書 国民年金保険料領収書」の当該期間の欄には集金人の受領印が押されておらず、申立期間のうち43年2月及び同年3月の保険料については、過年度納付分であるため、集金人が受領することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができないため、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月

私は、毎月 25 日の給料日以降に金融機関で家族の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料は、娘の保険料のみ納付済みとなっており、私と夫の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月 25 日の給料日以降に家族の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、オンライン記録では、家族の保険料の納付日が同一でない期間が確認できる。

また、オンライン記録では、申立期間に係る申立人の長女の保険料は、申立期間から 2 年後の平成 22 年 3 月 25 日に納付されていることが確認できるが、申立人は、この時期に保険料を納付した記憶が無く、保険料の納付時期に関する記憶も明確ではない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月、同年5月及び7年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月及び同年5月
② 平成7年9月

私の国民年金保険料は、私が申立期間当時に勤務していた会社の部長が私に代わって全て納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤務していた会社の部長が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、当該部長から当時の事情を聴取することができないため、申立期間①及び②における保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の保険料納付は平成8年7月1日から開始されており、当該納付時点で申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から45年12月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、Aに入るときに、自身の預金通帳を母親に渡して国民年金保険料の納付を依頼し、A勤務期間中、その預金通帳の口座に毎月送金していた。また、私は、Aを退職する際、Bの事務員から「国民年金保険料をなぜ3年間払っていたのですか。Cはそういうものは一切払わなくてもいいんですよ。」と言われた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和43年8月から同年12月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金被保険者台帳に還付する旨の表示があり、申立人の年金加入期間確認通知書により、申立人の共済組合の年金加入期間は43年8月13日から46年12月21日までであることが確認できることから、行政側が申立人の当該共済組合への加入を確認したため当該表示が行われたものと推認できる。

また、申立期間①は国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②直後の昭和46年4月から47年3月までの期間の保険料は48年4月に過年度納付されていることが上記台帳で確認でき、当該納付時点で申立期間②は過年度納付することが可能な期間であるものの、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする母親から申立期間に係る保険料の納付状況について聞いていないと述べていることから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から39年3月までの期間、同年10月から40年5月までの期間及び61年11月から62年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年9月から39年3月まで
② 昭和39年10月から40年5月まで
③ 昭和61年11月から62年2月まで

私の国民年金の加入手続は、両親のどちらかが行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については、当時父が経営する事業所で働いて得た給料の中から、父が納付してくれていた。また、申立期間③の保険料は、私の母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間①及び②に係る保険料を納付していたとする父親並びに申立期間③に係る保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

申立期間①及び②については、年度別納付状況リスト及び特殊台帳では、昭和36年度のうち7か月分、昭和37年4月から39年3月までの期間及び申立期間②の保険料が未納と記録されていることが確認できる。

申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、昭和38年3月頃に払い出された1回目の手帳記号番号のオンライン記録では、40年6月1日の被保険者資格喪失以降の資格取得記録が確認できないことから、申立期間③は国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができないほか、2回目の手帳記号番号が払い出された平成5年1月時点では、申立期間③の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から51年3月まで

私の母は、私が厚生年金保険加入後1、2週間して、私の国民年金の喪失手続を区役所で行ったときに、窓口で「今なら20歳まで遡って保険料を納付できます。」と言われ特例納付の説明を受けたので、その場で手書きの納付書をもらい、その納付書で私の20歳までの保険料を3回に分けて、1回7万7,000円ほどを昭和55年12月末までに区役所内の銀行で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が区の窓口で特例納付の説明を受けたとする昭和55年5月頃は、国民年金の第3回特例納付実施期間内であったものの、母親が3回に分けて納付したとする国民年金保険料の合計額約23万1,000円は、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と相違する。

また、申立人の母親は、手書きの7万7,000円と記載された納付書を区の窓口で3通受け取り、1回目は数日後、2回目は2か月後、3回目は半年後くらいに納付したと述べているが、第3回特例納付の納付期限は、昭和55年6月30日であることから、2回目以降の時期については、特例納付することはできない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から50年5月までの期間、53年6月から60年9月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年11月から50年5月まで
② 昭和53年6月から60年9月まで
③ 昭和61年4月から同年6月まで

私は、私の両親から学生期間中の国民年金保険料を納付していると聞いていた。卒業後は、自身で毎月保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年10月時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。また、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、納付可能な時期に別の手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人は、現在年金手帳を1冊所持し、これまでに別の手帳を所持していた記憶は無く、父親から年金手帳を渡されたかどうかは分からないと述べているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする申立人の父親から当該期間の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

加えて、申立人は、兄妹も学生の頃は両親に保険料を納付してもらっていたのではないかとしているが、申立人の妹は20歳に到達後、厚生年金保険に加入するまでは国民年金の未加入期間であり、申立人の兄の年金加入記録は確認することができない。

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年10月時点では、申立期間②のうち59年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間①と同様に、申立人が当該期間の保険料を納付す

るためには、納付可能な時期に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は当該期間の保険料を毎月納付していたとしているが、申立人の戸籍の附票から、当該期間当時に居住していた区では、当時は原則として3か月毎に保険料を収納しており、当時の制度とは異なる。

申立期間③については、申立人は、当該期間の保険料を毎月納付していたとしているが、前述のとおり、当時申立人が居住していた区の制度とは異なるほか、当該期間直後の昭和61年7月から同年10月までの期間の保険料が納付された63年8月の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年12月まで
私は、昭和 54 年の結婚前に、国民年金保険料を納付せずいた期間があつたが、結婚後、妻が2年分の保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されているところ、そのうち1回目は昭和50年3月頃に払い出されているが、申立人が52年7月に海外へ転居したことにより同年7月に国民年金の被保険者資格を喪失しており、その後、53年7月に帰国後は、当該手帳記号番号による資格取得手続は行われておらず、申立期間を含む52年7月以降の期間については、制度上、国民年金保険料を納付することはできない未加入期間である。

また、申立人の妻は、自身の手帳記号番号が払い出された時期（昭和55年1月）と同時期に、申立人の未納であった2年分の保険料を遡って納付したと思うと述べているが、実際には、申立人の2回目の手帳記号番号は申立期間後の56年3月に払い出され、当該払出時点で過年度納付することが可能な54年1月以降の保険料が納付済みとなっていることから、妻は56年3月頃に遡って保険料を納付したものと考えられ、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたものと推認できる。

さらに、申立人の妻は、現在所持する年金手帳以外に申立人の手帳を所持していた記憶は無いとしており、1回目と2回目の手帳記号番号が払い出された間に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私の夫は、結婚後しばらくしてから、私の国民年金の加入手続きを行い、それまで未納となっていた期間の私の国民年金保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和43年 3 月から48年 3 月までの期間の国民年金保険料を第2回特例納付で、申立期間直後の同年10月から49年 3 月までの期間の保険料を過年度納付により、それぞれ50年12月12日に納付していることが確認できる国民年金保険料現金領収証書を所持しているが、申立期間は、当該特例納付の納付可能期間（36年 4 月から48年 3 月まで）ではなく、当該領収証書の領収日時点では、申立期間の保険料は時効により過年度納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしたとする申立人の夫は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が明確でない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月
② 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、金融機関の窓口で付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたが、長男が生まれる頃に、金融機関の集金人に対しても保険料を納付することができることを知り、その後は金融機関の職員に保険料の納付を依頼していた。申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立期間当時の国民年金保険料の納付金額に関する記憶が明確でなく、申立期間の保険料を金融機関の職員に毎月納付していたとしているが、申立人の住民票から申立期間当時に居住していた区では、当時は原則 3 か月単位で保険料を収納していたことから、納付頻度に関する申立人の主張は当時の制度と相違する。

申立期間②については、申立人は昭和 57 年 5 月 30 日の任意加入被保険者資格喪失の届出をした記憶は無いと説明しているが、申立人の手帳記号番号が記載されている国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には、「喪」の記載が確認でき、これは被保険者の申出に基づき任意加入被保険者の資格喪失がされたものと考えられることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年2月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から57年2月まで

私は、国民年金に任意加入した後、友人から付加保険料についての話を聞き、定額保険料に加えて付加保険料を併せて納付し始めた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、付加保険料の話を聞いたとされる友人と出会ったのは昭和54年2月頃であると述べていることから、申立人が付加保険料の申出をした時期は早くとも54年2月であり、付加保険料はその申出をした日の属する月から納付可能とされていることから、少なくともその時点において申立人は、申立期間のうち53年4月から54年1月までの付加保険料を納付することはできず、また申立人は付加保険料の申出をした時期に関する記憶が明確でない。

また、申立人が現在も居住している市の国民年金被保険者名簿から、昭和54年1月以降は口座振替により保険料を納付していることが確認でき、当該名簿の所得比例保険料（当時の「付加保険料」の呼称）の資格取得申出欄は空欄となっており、納付記録欄においても、申立期間のうち53年4月から56年3月までの期間の定額保険料の納付は確認できるが、所得比例保険料（付加保険料）の納付は確認できない。

そのほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 58 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳になった昭和 54 年*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間のうち、56 年 4 月以降の保険料は、間違いなく納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 54 年*月頃に申立人の父親が国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 58 年 5 月頃に払い出されており、申立人の国民年金への加入手続はこの頃に行われたと推認でき、同年 4 月に被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であるため、納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 54 年*月頃の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名は確認できないほか、オンライン記録による氏名検索においても、申立期間中に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親は、国民年金の加入時期及び保険料の納付開始時期に関する記憶が明確でないほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社に勤務していた申立期間において、厚生年金保険料が賞与から控除されていたはずなのに、当該賞与記録が年金記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人が所属していた同社グループ内のA社においては4月に賞与は支給していない旨回答しているところ、申立人の給与及び賞与が振り込まれていたC社から提出された、平成15年3月1日から同年7月31日までの期間に係る取引推移一覧によると、申立期間に賞与が振り込まれていないことが確認できる。

また、D組合から提出された申立人に係る適用台帳によると、申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社に勤務していた申立期間において、厚生年金保険料が賞与から控除されていたはずなのに、当該賞与記録が年金記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人が所属していた同社グループ内のA社においては4月に賞与は支給していない旨回答しているところ、申立人の給与及び賞与が振り込まれていたC社から提出された、平成15年1月1日から16年1月31日までの期間に係る取引推移一覧によると、申立期間に賞与が振り込まれていないことが確認できる。

また、D組合から提出された申立人に係る適用台帳によると、申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月

A社に勤務していた申立期間において、厚生年金保険料が賞与から控除されていたはずなのに、当該賞与記録が年金記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人が所属していた同社グループ内のA社においては4月に賞与は支給していない旨回答しているところ、申立人の給与及び賞与が振り込まれていたC社から提出された、平成15年1月1日から同年12月31日までの期間に係る普通預金元帳によると、申立期間に賞与が振り込まれていないことが確認できる。

また、D組合から提出された申立人に係る適用台帳によると、申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月30日から38年11月1日まで
② 昭和44年4月1日から46年3月31日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②については、B社が発行した厚生年金保険資格取得・喪失証明書を提出するので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の複数の従業員の回答により、申立人は、期間は特定できないが、同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間①のうち30年3月30日から35年9月30日までは、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人及び複数の従業員がA社に勤務していたとする申立人の次兄は、同社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者となった記録を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①当時の厚生年金保険料は、Cの組合に納めていた旨供述しているが、D協同組合は、加盟する事業所の厚生年金保険には関与していないとしており、加盟事業所の従業員に関する資料も保有していないと供述している。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和36年4月から38年10月までの期間において国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、申立人自身も50年頃に当該期間の国民年金保険料を納付したと供述してい

る。

申立期間②について、B社の複数の従業員の回答により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「昭和44年12月、45年6月及び同年12月の賞与に関する資料以外の資料が無いことから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述していることから、申立人の同社における厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち昭和44年7月1日から45年1月10日まで及び46年3月13日から同年3月31日までは、B社以外の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間②に国民年金保険料の申請免除を受けていることが確認でき、オンライン記録ではその後、当該申請免除期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人はB社が平成20年7月29日付けで発行した厚生年金保険資格取得・喪失証明書を提出しているが、同社が同証明書の発行に携わったとする元担当者は、「申立人の依頼により、社内資料を確認したところ、平成20年当時に保管されていた社会保険台帳に申立人の名前は確認できなかったが、昭和44年12月、45年6月及び同年12月の賞与に関する資料には申立人の名前が確認できることから当該証明書を発行した。入社日及び退社日については、上記資料で特定することができないことから、申立人の供述に基づいて記載した。当該証明書については、事業主の承認を得ることなく、総務にある社判を押し、申立人に発行した。」旨供述していることから、当該証明書により、申立人の厚生年金保険の被保険者期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 54 年 9 月まで
A店（通称名は、B店）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部にC社において雇用保険の加入記録が確認でき、申立人をA店に紹介したD専門学校から提出された在籍期間証明書により、卒業後の進路先がA店であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A店は、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、また、C社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和 56 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、D専門学校の講師がA店の責任者であったと供述している者は、申立人と同様に、申立期間の一部を含む昭和 51 年 7 月 10 日から 53 年 2 月 27 日までの期間にC社において雇用保険の加入記録が確認できるが、オンライン記録によると、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録は無く、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの期間については、保険料が申請免除されていることが確認できる上、同年 6 月 5 日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月10日から28年10月24日まで
② 昭和29年1月13日から33年3月1日まで

年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間①及び②に勤務したA社を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年3月1日の前後各3年以内に資格喪失した者であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する27名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む23名に支給記録が確認でき、そのうち22名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた2名は、「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年4月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月20日から40年2月1日まで
年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間に勤務したA社を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年2月1日の前後各3年以内に資格喪失した者であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する12名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む11名に支給記録が確認でき、当該11名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた3名は、「脱退手当金の請求手続は会社がしてくれた。」としており、このうち2名は、「退職時に会社の担当者から脱退手当金の説明を受けた記憶がある。」旨供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても同社が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年3月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求も受給もした記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。